

随意契約の状況		担当課：政策推進課		
		契約日：令和5年6月9日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
施設間ネットワーク再構築業務	施設間ネットワーク再設計、通信機器及び無線アクセスポイントの更新業務 ・ネットワーク再設計 ・アクセスポイント設置場所の調査 ・フロアスイッチの更新 ・疎通確認	令和5年6月9日 ～ 令和5年12月20日	函館インフォメーション・ネットワーク株式会社 代表取締役 木村 由香里 函館市本町7番21号	5,654,000 (5,140,000) <予定価格> 5,664,560 (税込)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>本システムは同社より当町が市内LANシステム機器群として導入したものである。その保守業務については既存システムと密接不可分の関係にあり、本システムを納入した同社以外の者に履行させた場合、履行保証の担保が取れず、責任の所在が不明確になるなど業務に著しい支障が生じるおそれがあることから競争入札に付する性質のものではないと判断した(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。</p> <p>よって八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定により、同社より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。</p>				